



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	植民地期朝鮮における「迷信」の問題の研究 [全文の要約]
Author(s)	宮内, 彩希
Description	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。 https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第13711号
Issue Date	2019-09-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/76331
Type	doctoral thesis
File Information	Saki_Miyauchi_summary.pdf



学位論文内容の要約

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名： 宮 内 彩 希

学位論文題名

植民地期朝鮮における「迷信」の問題の研究

本論文は、植民地化される以前の19世紀末から第二次世界大戦の直前である1930年代中盤までを対象に、「迷信」を通して朝鮮社会内部の多様性及び複合性を描くことによって、「植民地における近代」を多角的に明らかにすることを目的としている。植民地期朝鮮における「近代化」の問題は、韓国・日本の朝鮮史研究者の間で盛んに論じられてきたテーマの一つであるが、近年、課題として指摘されてきた「近代」から零れ落ちた人々への着目や、「植民地性」の不可視化という危険性も念頭に置きつつ、これらを克服する研究手法として、「迷信」に着目した。

また、植民地政策については、宗教政策を軸として、より民族の内面の部分、つまり精神面や日常生活、習慣に関わる問題について明らかにすることを試みた。精神的な側面は目に見えず論じることにも困難であるが、これまで先行研究で言及されていない朝鮮総督府や中枢院、警務局といった統治側の内部史料を丹念に掘り起こし、政策が決定するに至る過程を論じようとしたものである。こうした作業を通して、当時の朝鮮の人々にとって、植民地支配とは何であったのか、について日常生活に焦点を当てて明らかにすることを意図している。各章の要約は以下の通りである。

第一章では、朝鮮の近代開化期において、公文書や新聞に現れた「惑世誣民」という用語を中心に検討を行った。「惑世誣民」という概念は主に巫俗業者を批判する際に多く使われたことが明らかとなった。しかし、西欧式の近代概念の流入や植民地化への危機に直面した大韓帝国期には、批判の対象が拡大し、「民族発展」のために打破しなければならない対象として「迷信」という用語が新聞で扱われるようになった。初めて新聞で見受けられるのは、1906年頃からであったことも分かった。ここで言う「迷信」は、他力に依存するという意味が含まれている「迷信」を人々が信じる行為までも批判していたことが大きな特徴である。

併合以降、朝鮮総督府が念頭に置いていた「迷信打破」の対象も大韓帝国期に問題となったもの―墓地風水説、民間療法、巫俗業者―とほぼ同一であったことを明らかにしたが、大韓帝国期の知識人たちが問題としていた「迷信」を信仰する行為については考慮されることはなかった。「迷信」を撲滅するというより、衛生問題、土地問

題、治安維持等の観点から問題となり得る社会的行為を法規に即して取り締まるのがその目的であった。よって、実質的に取り締まりを行った警務局においてより一層関心を持って「迷信」に関する調査や記録を行っていた点も確認した。

第二章では、三一独立運動以降、統治方式が文化政治に転換するに伴い、民間信仰に対する認識や政策がいかに変容していったかを検討した。文化政治以降の大きな特徴の一つは、各種新宗教の「類似宗教」化であったが、この時初めて巫俗団体が「類似宗教」として設立するに至った。朝鮮総督府や警務局、そして新聞報道を中心に団体の設立経緯や運営実態を検討した結果、小峰源作という日本人がムーダン（巫俗の司祭者）を会員とする「崇神人組合」を組織し当局から「公認」を受けて活動していたことが明らかとなった。ただし、当局が具体的に団体運営に関与したというよりは、巫俗の衛生上・社会上の弊害を除去しムーダンを管理する機関としての役割を期待し、その任務を崇神人組合に一任したと見るのが妥当である。ところが、崇神人組合を設立した側から見ると、何の障害もなく活動を行うために統治方針に従わなければならないという点を鑑みれば、植民地の体系的な支配システムの中で組織を運営せざるを得なかったのも事実である。小峰は、崇神人組合を会員であるムーダンのために設立したのではなく、巫俗に関する専門的な知識も持ち合わせていなかったため、効果的な運営を行うことに失敗した。また、朝鮮総督府もムーダンに対する明確な方針があったわけではなかったために、放任主義的な態度をとらざるを得なかった。結局、当局の「類似宗教」化方策は、ムーダンに対する構造的な金品搾取システム、あるいは祈祷行為の統制システムを創出する以上のものとはならなかったのである。

第三章では、1920年代に朝鮮社会において展開した「迷信打破」運動について新聞報道を中心に検討した。当時の史料から、単純に支配者―被支配者という構図では説明できない複雑な相互関係が存在していたことを明らかにすることができた。支配者側においては「迷信打破」に関して絶対的な方針はなく、状況や立場によって態度を変えていた。一方、被支配者側においては、強烈に「迷信打破」を叫ぶ者、「迷信打破」運動に同調する者、「迷信」行為を継続する者等、様々な立場があったという点も確認した。簡潔に述べると、支配者側においては統治するのに問題になり得る対象のみを「迷信」として批判したが、運動推進者は民族発展や近代化の観点からより幅広い枠組みにおいて「迷信」を規定したのである。当局は、支配を正当化するためにその論理的根拠として「迷信」を利用したが、それを積極的に打破及び改善しようとはしなかった。しかし、「迷信犯罪」取り締まりの必要性という共通認識に基づくものに関しては互いに協力関係を持ちつつ社会全体に拡大させていったと言える。

第四章は、統監府時代から植民地期にわたって支配側が実施した風習に関する調査の時期及び機関別整理を行った。風習調査に関する体系的な研究は未だなされていないが、その原因の一つは当時の史料の所在確認がはっきりしていないということであ

る。本研究では、韓国と日本の各地に所蔵されている調査資料をできる限り収集して整理を行った。特に、中樞院の調査資料については、当時から現在まで公刊もされておらず、存在すら認識されていない状態であるが、本研究で所在状況の整理を行っただけでも、大きく前進したと考えている。調査内容については、その信ぴょう性よりも調査の目的や方法を明らかにすることを意図しており、調査内容がいかに政策立案に反映されていったかについても言及した。

第五章では、1930年代の農山漁村運動及び心田開発運動が進行する過程において、巫俗信仰がいかに認識されていたか、に関して内部史料を中心に検討を行った。特に心田開発運動については、内部史料が多くないということもあり、研究成果も数えるほどしかないが、本研究では、この時期の中樞院の会議資料などを参考に、政策立案過程を綿密に明らかにすることができた。中樞院の会議記録を検討した結果、朝鮮総督府は最終的には神社参拝に目的を置いて「信仰心」涵養のために巫俗信仰が活用し得るかどうかについて積極的に議論していたことが分かった。しかし、中央におけるそのような意図は警務局や現地の運動実施者には認識が共有されることはなかった。現地の農村においては1920年代の「迷信打破」運動が続いており、警務局においても「巫子取締規則」を提案する等、積極的に巫俗業者を取り締まろうと動いていた。結局、朝鮮総督府は巫俗信仰利用論に関する論理的根拠や具体的な法案を提示することはできなかった。1936年1月に発表した心田開発運動の方針には、該当宗教に巫俗信仰を含めず、かえって「迷信」として規定するに至った。

第六章では、1930年代に存在した「迷信」論について、言論や学問的研究を通して考察を行った。「迷信」と規定され批判を受けた対象は、朝鮮民俗学の領域においては民間信仰、巫俗信仰、俗信等の名称で学術的価値を付与され始めたのがこの時期の特徴と言える。「迷信打破」論者にとっては、「信じ得るものか」「事実かどうか」が価値判断基準にあったのに対して、研究者たちはそういった部分には言及せず、信仰形態の歴史や機能などについて学問的に記述しようと努力した。

具体的な対象として、シャーマニズム（巫俗信仰）、城隍堂、長珪、蘇塗、祈祷行為等の調査記録を検討した。この時期の調査記録については、日本人による調査記録という理由で信ぴょう性を疑問視する学者たちも多く存在したが、当時の人々がどのように生活していたのかについて垣間見ることのできる唯一の史料という意味では意義があると考えている。

以上のように、本論文では「迷信」を通して植民地期の各種政策や現地の状況を様々な観点から明らかにしてきた。「迷信」というものは誰が規定するかによって自在に偏在する実体のない概念であった。しかし、規定者がある目的のために自由に利用し得る概念でもあった。統治政策について言えば、「迷信」に関する議論を検討することによって、精神的な側面をどのように支配しようとしたのかについて、機関別に明らかにすることに成功した。「迷信」を打破するのではなく、信仰心涵養のため

に利用しようとしたという事実があったことも史料から確認することができた。

被支配者の立場からみると、まず、言論や知識人たちにとって近代化や啓蒙、ひいては独立のためには「迷信」は何としてでも打破しなければならない対象であった。時には当局より強烈に「迷信」を批判し、打破しようと運動を展開した。しかし、このような「迷信打破」によって城隍堂のような従来文化が損失したのも事実である。私たちが残された史料を基に文化や価値観の変容過程を時期別に構築することである。本論文では、残された文字史料から「迷信」行為を実践する民衆たちの姿も少なからず描くことができた。さらに、全体を通して、複数の研究分野を跨いで、これまでの枠組みでは描ききれなかった植民地期朝鮮の社会や文化を追究することに成功したと言える。本論文が、植民地政策史、社会史、文化史、日常生活史、民俗学など、様々な研究分野に寄与し、また植民地朝鮮に関する歴史理解の一翼を担うことができれば幸いである。